

催しものなど

「台東区ワーク・ライフ・バランス推進企業」を募集します

働きやすい職場づくりや、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを行う企業を認定し、その取り組みを応援します。

対象区内に本社または主たる事業所があり、従業員が300人以下の企業等

認定期間2年間 **認定によるメリット**区HPや広報「たいとう」等で取り組みを広く紹介、ワークライフバランス資金の利用が可能等 **申込方法**申請書(電話で下記問合せ先へ請求、区HPからダウンロード可)、就業規則の写し等を下記問合せ先へ郵送か持参 **申込期間**6月20日(出)～9月1日(火) **問合せ**男女平等推進プラザ(生涯学習センター4階) **TEL**(5246) 5816

台東区社会福祉事業団から

- 介護職 就業促進事業** 介護業界の現場で働きながら、介護の資格を無料で取得できます。 **雇用期間**3年1月末まで※最長6か月 **対象**介護の資格をもっていない方(初任者の資格をお持ちの方を含む)で、介護職として働くことを希望する方 **勤務地**区内の高齢者施設 **時給**1,100円 ※雇用終了後、合意の場合は継続雇用可 **申込締切日**10月16日(金)
- 高齢福祉現場での職場体験** **期間**3年2月28日(日)までのうち、3日間以内※受付は随時 **対象**介護業務への就労を希望する方

る方

◆ 以降、上記記事の共通項目 ◆

申込み・問合せ台東区社会福祉事業団

TEL(5603) 2228

企画展「日記が語る台東区7外国人が見た台東区」

幕末から大正期の台東区を描写した外国人の日記をとりあげ、そこに登場する名所を、浮世絵・和本・絵はがきなどで紹介します。

期間(予定)6月19日(金)～9月13日(日)

場所・問合せ中央図書館 **TEL**(5246) 5911

台東アートギャラリー等の展示作品のご案内

期間(予定)6月15日(月)～7月10日(金)

場所区役所1階台東アートギャラリー

展示作品平成17年度台東区長賞受賞作品「抱かれてんのは確かにわたしが、抱いてるわたしは一体誰だろう?」小池真奈美氏、平成18年度台東区長賞受賞作品「道」岡地習子氏 **問合せ**文化振興課 **TEL**(5246)1153

工作教室「自分せんようせんぷうき」

日時7月26日(日)午後1時30分～3時30分

場所生涯学習センター **対象**区内在住か(学)の満5歳～小学4年生 **定員**11人(抽選)※参加者1人につき付き添い1人まで **費用**500円(材料費・保険料含む) **申込締切日**6月30日(火)

申込み・問合せ生涯学習課(土・日曜日・

祝日を除く午前9時～午後5時)

TEL(5246) 5815

講座・相談会など

産業研修センターの催し

- ファッション・マーケティング講座「21年春夏のカラーと素材傾向を読む」** **日時**7月8日(水)午後6時30分～8時 **対象**区内在住か(学)の方 **定員**30人(先着順) **講師**池田正晴氏(株)ジャルフック代表取締役 **費用**1,000円 **申込方法**講座名・住所・氏名・年代・電話番号、在勤(学)の方は勤務先(学校)名・所在地をはがきかファックスまたはメール(kensyuusen ta@jcom.home.ne.jp)で下記問合せ先へ **申込締切日**7月1日(水)(必着)
- 第1回CADステップアップ講座** 入門講座程度の操作ができる方を対象にした実践的なCAD操作講座です。 **日時(全2回)**7月28日(火)・29日(水)午後6時15分～8時45分 **対象**区内在住か(学)で全日程受講可能な方 **定員**4人(抽選) **講師**渡辺豊氏 **費用**3,000円(2回分) **申込方法**往復はがきに講座名・住所・氏名・年代・電話番号、在勤(学)の方は勤務先(学校)名・所在地を書いて下記問合せ先へ **申込締切日**7月7日(火)(必着)

◆ 以降、上記記事の共通項目 ◆

場所・問合せ〒111-0023 台東区橋場1-36-2 産業研修センター

TEL(3872) 6780

FAX(3871) 9525

シルバー人材センターから

- パソコン講座** **内容・日程(各全3回)** ①「はじめてのパソコン」7月6日(月)・9日(木)・13日(月) ②「スマホ(Android)の利用」7月7日(火)・14日(火)・17日(金) **時間**午前10時～正午 **定員**各9人(抽選) **費用**3,000円(3回分) **申込方法**往復はがき(1人1枚)に講座名(①か②)・住所・氏名・年齢・電話番号を書いて下記問合せ先へ
 - パソコン「無料よろず相談会」** **日時**7月15日(水)・30日(水)午前10時～11時、11時～正午 **定員**各5人(抽選) **申込方法**往復はがき(1人1枚)に講座名・希望日時・住所・氏名・年齢・電話番号・相談内容を書いて下記問合せ先へ
- ◆ 以降、上記記事の共通項目 ◆
- 対象**区内在住の60歳以上の方

申込締切日6月19日(金)(必着)※募集数に達しない場合、6月22日(月)以降に電話で受付 **場所・問合せ**〒111-0056 台東区小島1-5-5 台東区シルバー人材センター **TEL**(3864) 3338

第1回ペットコミュニティエリア適正利用講習会

ペットコミュニティエリアを利用するには事前に講習会の受講が必要です。 **日時**7月10日(金)午後1時30分～4時 **場所**エリール(浅草4-5-3) **対象**次の全てを満たすこと①飼い主が区内在住で、台東区で登録をしている小・中型犬(背中～地面まで約40センチメートル以内) ②今年度の狂犬病予防注射および原則1年以内に混合ワクチンを接種している ③犬の健康状態に問題なく(内・外部寄生虫、伝染性疾病等にかかっていない)、他の人や犬に対して過剰に吠えたり、威嚇したり、咬傷事故をおこしたことがない ④エリアを利用する家族全員で参加できる **定員**15頭(先着順) **内容**エリア内でのマナーや知識の講習、愛犬と一緒にエリア利用の模擬練習(講習中は施設内で愛犬をお預かりします) **受講上の注意**①中学生以下は保護者同伴 ②3歳以下の乳幼児は入場・受講不可 ③犬1頭につき1人以上の犬を制御できる飼い主が参加(1人で複数頭連れてくることはできません) **申込方法**区HPから申込みか、電話で下記問合せ先へ **申込締切日**7月3日(金) **問合せ**台東保健所生活衛生課 **TEL**(3847) 9437

空き家等の維持管理や利活用などでお困りの方へ「総合相談会」

日時6月16日(火)、7月21日(火)午後1時～4時(受付は3時まで) **場所**区役所4階401会議室 **対象**区内に空き家等を所有している方 **定員**各3組(1組60分程度・先着順・予約優先)※予約に空きがあれば当日受付可 **相談員**宅地建物取引士・建築士ほか **申込み・問合せ**住宅課 **TEL**(5246) 1468

住宅確保要配慮者向けの入居相談窓口(予約制)

不動産関係団体と協力して住宅探しの相談を受付けます。 **日時**毎週金曜日午後1時30分～4時30分 **対象**区内在住の高齢者、障害者、ひとり親世帯の方など **場所・申込み・問合せ**住宅課(区役所5階10番) **TEL**(5246) 1468

歯と口の健康週間

歯の標語の入選者決まる

歯と口の健康週間にちなんだ標語を募集したところ182点の応募があり、歯科医師会などで審査をした結果、30点が入選しました。上位入選者は次のとおりです(敬称略)。

区長賞「フレイルに 負けない体 歯の力」中島敏子(谷中)

保健所長賞「むし歯ゼロ お口の中はワンチーム」中村友紀(蔵前)

歯科医師会長賞「歯磨きで 自分でのばす 歯の寿命」菊地敏江(根岸)、「毎日が『旨い 美味しい』丈夫な歯」吉住節子(松が谷)

歯科医師会賞「健康寿命 延ばす秘訣は 歯科検診」堀越健二(東浅草)、「コロナにも 負けない体は 健口か

ら」工藤美津子(浅草)、「よくかんで コロナにまけぬ 健康を」桑原伸夫(東上野)、「行ってみよう! ころばぬ先の 歯科健診」吉田進(入谷)

不規則な生活や睡眠不足が続くと、免疫力が低下し、歯周病などのお口の病気も進行してしまいます。お口の問題は、全身の健康に影響を与えるため、お口の健康が大切です。よく噛むとたくさんだ液が分泌され、お口の中をきれいにし、むし歯や歯周病を予防します。規則正しい生活と、食事はよく噛み、食後の歯みがきを忘れずに、お口を健康にしましょう。

▷**問合せ** 台東保健所保健サービス課 **TEL**(3847) 9449

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)に基づく申請・届出をお忘れなく

●工場・指定作業場の設置者

対象工場・指定作業場を新たに設置・変更する方

工場とは次のいずれかに該当する、物品の製造や加工、作業を常時行う事業場 ①作業の種類に関係なく合計2.2キロワット以上の原動機を使用する事業場 ②合計0.75キロワット以上、2.2キロワット未満の原動機を使用する14項目の事業場 ③原動機の動力数に関係なく43項目の事業場 **指定作業場とは**自動車駐車場(収容能力20台以上)、ガソリンスタンド、ボイラー(伝熱面積5平方メートル以上のもの、ガスを燃料とする場合は伝熱面積10平方メートル以上)等32種類の作業場 **必要な届出**下表のとおり

工場・指定作業場に関する主な申請・届出内容

事由	工場	指定作業場
新設するとき(移転を含む)	設置認可申請	設置届
建物、施設に変更があるとき	変更認可申請	変更届
名称、代表者等の変更があったとき	氏名等変更届	
譲り受け、相続等地位を承継したとき	承継届	
廃止したとき	廃止届	

●化学物質を取り扱う事業者

対象工場・指定作業場を設置し、特に適正な管理を必要とする化学物質(規則で定める59物質)を単独で年間100キログラム以上取り扱う事業者

報告・提出①前年度の適正管理化学物質ごとの使用量等を区に報告(6月末まで) ②従業員が21人以上の事業場は、化学物質管理方法書を作成し、区へ提出

●土壌汚染調査等の届出

対象①工場・指定作業場を設置し、特定有害物質(規則で定める26物質)を取り扱い、または取り扱ったことのある方 ②3,000平方メートル以上の敷地内において土地の改変を行う方 **届出等**工場・指定作業場を廃止するときは、敷地内の土壌汚染状況を調査し、報告書を提出することが義務付けられています。

●土壌汚染対策制度の改正

平成31年4月1日に環境確保条例の一部が改正され、調査や対策方法等が大きく変更されています。

条例改正後も、実質的に廃止した日によって、旧規定が適用される場合がありますので、事業場の廃止、移転等を検討している方、すでに廃止している方は、下記へお問合せください。

●井戸設置者

対象動力を用いる全ての揚水施設(一戸建ての住宅において家事用途のみに供するものにあつては揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設)

届出・報告①井戸を設置する方は地下水揚水施設設置届出書 ②井戸を設置している方は地下水揚水量報告書(前年にくみ上げた井戸水の量)

●野焼きや小型焼却炉の使用禁止

野焼きや小型焼却炉(火床面積0.5平方メートル未満で、焼却能力が毎時50キログラム未満の焼却炉)で廃棄物等を焼却することは条例で禁止されています(伝統行事や学校教育上必要な焼却等は除く)。

◆ 以降、上記記事の共通項目 ◆

問合せ台東区環境課 **TEL**(5246) 1283